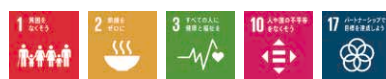


東松島市の実績・使途

東松島市では、「ふるさと東松島まちづくり寄附条例」において、皆様からいただいた寄附金は、「東松島ふるさと基金」にて適正に管理運営しています。東松島市の魅力あるまちづくりの財源として有効に活用するために、以下の5つの重点事業を掲げています。ふるさと納税を申込む際には、これらの事業から使い道を指定することができます。

事業名と主な内容

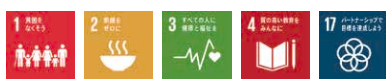
福祉に関する事業



地域社会福祉推進事業

高齢者などが地域で安心して暮らし続けることができ、誰もが元気に暮らせるまちづくりを進めます。

子育て環境づくりに関する事業



乳児・幼児健康診査事業

出産・子育ての様々な支援サービスを充実させ、子どもたちが健やかに成長できる環境づくりを進めます。

防災環境の整備に関する事業



防災対策推進事業

災害に強い都市基盤づくりに取り組み、防災・防犯体制の強化を進めます。

自然環境の保全や再生に関する事業



松くい虫防除事業

自然や海など誇るべき豊かな自然の保全・再生に努め、さらなる活用を進めます。

産業の活性化に関する事業



定住化促進事業

農地などの再生・整備や地産地消の販路拡大、ブランド化などの取り組みに加え、商工業の新たな拠点整備や企業誘致などを進めます。

申込方法

インターネットで申し込み

ふるさと納税ポータルサイトをご利用いただくと、申込から決済完了まで簡単に済ませることができます。また、クレジットカードをはじめ、さまざまな支払方法があり、ご希望に沿った方法をお選びいただけます。

ご利用可能なポータルサイト



ふるさと
チョイス



楽天
ふるさと納税



さとふる



ふるなび

支払い方法

各ポータルサイトごとにご利用いただける方法が異なりますのでご確認のうえ、お申込みください。

- ・クレジットカード
- ・銀行振込
- ・キャッシュレス決済 (AmazonPay、PayPay等)
- ・郵便振込
- ・コンビニ支払い

郵送またはFAXで申込み

カタログと申込書を郵送いたしますので、一般社団法人 東松島みらいとし機構 (HOPE) ふるさと納税係へお問い合わせください。

申込先

〒981-0502
宮城県東松島市大曲字寺前61番地2
一般社団法人 東松島みらいとし機構
(HOPE) ふるさと納税係

TEL 0225-98-7191
FAX 0225-98-7085

FAXにてカタログ・申込書を請求される場合は以下の情報をお教えてください。

- ・氏名
- ・住所
- ・電話番号
- ・「東松島市ふるさと納税のカタログ・申込書の郵送を希望する」こと

※東松島市ふるさと納税ホームページからご自身で申込書をダウンロードしていただき、郵送またはFAXでお送りいただくことも可能です。

支払い方法

- ・郵便振込
- ・銀行振込
- ・現金書留
- ・現金窓口払い

一般社団法人 東松島みらいとし機構 (HOPE) ふるさと納税係
〒981-0502 宮城県東松島市大曲字寺前61番地2
TEL: 0225-98-7191 FAX: 0225-98-7085

東松島市役所 復興政策部 復興政策課 ふるさと納税担当
〒981-0503 宮城県東松島市矢本字上戸戸36番地1
TEL: 0225-82-1111 (代表) FAX: 0225-82-8143



東松島市
ホームページ (ふるさと納税)



ひがしまつしまかん
ホームページ (観光)



ひがまつ暮らし
ホームページ (移住・定住)

おいしい&HAPPY!を東松島市から全国へ!

宮城県東松島市 ふるさと納税

Higashimatsushima

photo by Eisuke Kurosawa

HIGASHIMATSUSHIMA

ふるさと納税とは？

About Furusatonozei

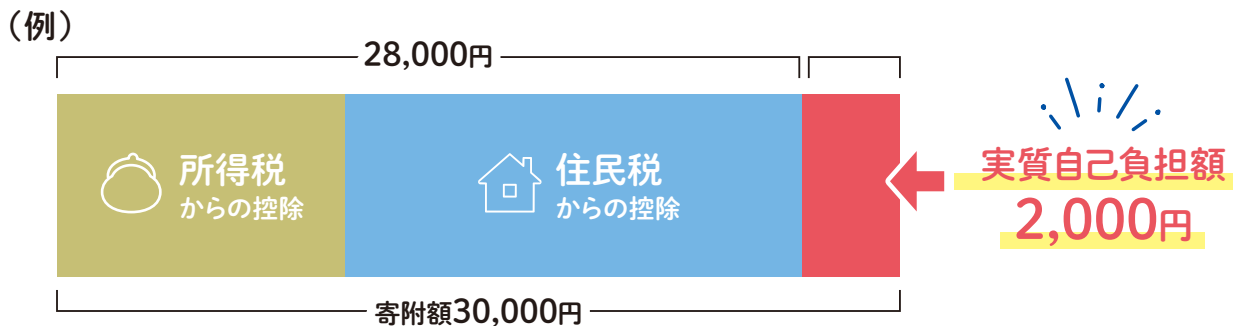
生まれ故郷や応援したい地域の力になる「ふるさと」への寄附金です。
東松島市の魅力をさらに高めるため、大切に活用させていただきます。

ふるさと納税のポイント

- 1 寄附金の使い道(事業)が選べる!**
寄附者の方が、寄附金の使い道を選んでいただけます。この使い道に活用してほしいと思う事業をお選びください。
※事業の詳細は、最後のページをご覧ください。
- 2 生まれ故郷でなくてもOK!**
この東松島市を“ふるさと”と感じていただけの方、「東松島市を応援したい!」と思っただけの方など、どなたでも寄附をしていただけます。
- 3 返礼品がもらえる!**
一定金額以上の寄附をいただいた方を対象に、お礼として東松島市の特産品をお送りします。東松島市では、返礼品の送付には、回数制限は設けておりません。
- 4 税金が控除される!**
2,000円を超える寄附を行った場合、住民税や所得税から一定額が控除されます。例えば30,000円を寄附すれば、最大28,000円が控除されることもあります。

※返礼品は東松島市外の方々への市の魅力発信のためにお送りしておりますので、市外在住の寄附者の方に限らせていただきます。

ふるさと納税の仕組み



税金控除の手続き

確定申告が必要な方

▶▶「受領証明書」を添えて、確定申告手続きを行ってください。



もしくは

ワンストップ特例制度が利用できる方

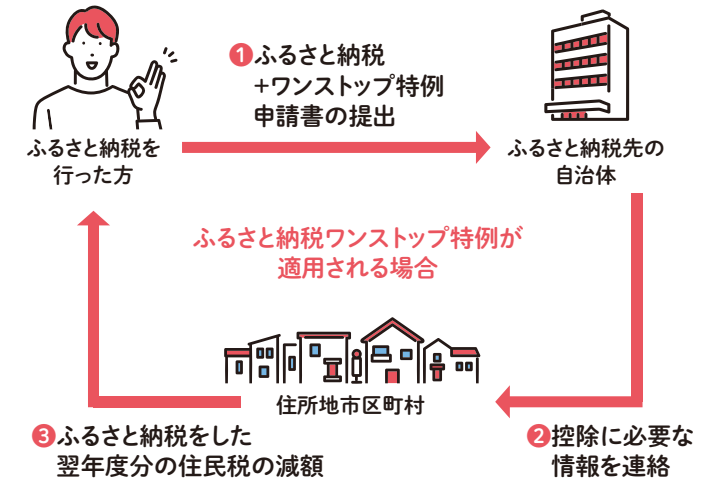
ワンストップ特例制度は、寄附先の自治体が寄附者に代わって控除申請を行う制度です。ワンストップ特例申請を行うと、確定申告が不要になります。申請を希望する方は、寄附お申込みの際、該当項目にチェックを入れてください。東松島市から「ワンストップ特例申請書」をお送りしますので、必要事項をご記入のうえ、東松島市へご返送ください。

※転出等による住所変更があった場合は、寄附をした翌年の1月10日までに「変更届出書」を寄附先団体である東松島市へ提出してください。

【申請条件】

- ・確定申告が不要な給与所得者等が対象
- ・1年間の寄附先が5自治体以内の方

ワンストップ特例制度



東松島市では寄附額に応じて地元の魅力が詰まった返礼品をお送りしています!

東松島の返礼品



牡蠣



海苔



お米



ブルーインパルスグッズ

牛タン

ほかにもたくさんあります!

